

## 令和4年度第2回鹿児島県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 開催日時

令和5年2月2日（木） 午後2時から午後3時30分

### 2 場所

県赤十字会館2階 クロススペースかもいけI

### 3 出席者

- ・ 委員 19名中14名
- ・ 事務局 障害福祉課長，障害者支援室長，精神保健福祉対策監ほか

### 4 議事録

#### (1) 開会

14名の委員と2名の代理が出席し，委員の半数以上が出席。

#### (2) 協議事項

次期障害者計画素案について

- ① 事務局説明
- ② 質疑応答

#### 【委員】

概要版では16ページ，全体版では42ページの「重度心身障害者が医療に要した費用の自己負担分に対し助成を行い，医療費の負担軽減に努めます。」について，この部分は償還払いが自動償還払いに変わるという医療費のことかと思う。これは素晴らしいことだと思っている。

しかし，子ども医療費と同様で，鹿児島県は珍しく自動償還払いのみである。全国的には，ほとんど現物給付になっているが，鹿児島県はなかなかそうならない。前から話題になっているところである。

やはり，重度心身障害者の医療費に関しても同じ流れかと思うが，ようやく自動償還払いになったところで，急ではあるが，鹿児島県の方角としていずれ現物給付に向かっている途中にあると考えてよろしいのか。今後の方向性を教えていただきたい。

#### 【事務局】

窓口で医療費を払っていただき、申請に基づいて医療費をお返りするような形で今行っているが、それを自動償還払いという形で、窓口で一旦御負担はいただくが、その後申請をしなくても、医療費が戻ってくるような制度を今後、構築していこうとしているところである。

現物給付については、全国でも導入しているところはあるが、各県の状況を見ると、一部ある程度の自己負担を導入したりなど、色々な制度を設けている。

この重度心身障害者医療費助成制度については、各県でそれぞれ制度が異なっている。その1つの要因となっているのが、現物給付をすることによって、国の予算が削られるようなペナルティが制度としてある。

そういった課題もあり、そこも解消していただくということと、都道府県ごとに制度を設けるのではなくて、国としての制度を何か設けていただけないかという形で、今、県としては国に働きかけをしているという状況である。

#### 【委員】

多くの自治体はそのペナルティをやめてくれという要望書を提出していたが、鹿児島県ではそういう動きはあるのか。

#### 【事務局】

鹿児島県においても、先ほど委員がおっしゃった子ども医療費も併せて、重度心身障害者の部分についても国の制度を新たに設けて欲しいということと、そのペナルティについて解消していただくような形で、国には提案させていただいているところである。

#### 【委員】

いずれは、現物給付の方に向かっていると思っていてよろしいか。

#### 【事務局】

そこについては、はっきりと申し上げられないところである。

#### 【委員】

自殺予防について、概要版の18ページに「県自殺予防情報センターにおける」という文言があるが、県の「若年者自殺予防対策事業」というものがある。現在NPOで活動されている方が積極的に動いており、自殺予防情報センターになかなか足を運んでいかないという声がある。

NPO 法人が頑張っている活動もあるため、この構築という部分に、そういった文言もぜひ入れていただきたいと思うが、事務局として何か見解はあるか。

**【事務局】**

実際にNPO法人での自殺対策や色々な取組をしていただいている。

活動の一部を助成させていただいており、書き込みが足りないということについては検討させていただきたいと思う。

**【委員】**

先ほども、重度心身障害の助成制度についてお話があったが、私も議会の方で取り上げさせていただいており、なかなか前進したと捉えることができないと私も思っている。問題点があるのは、今償還払いから自動償還払いに動いているが、自己負担を設ける方向で動いている。

それは、多くの障害児を育てるお母さん達も含まれるため、委員の皆様のお力を借りながらぜひ一丸となって、自己負担はなく、障害者が生きやすい社会にしていかなければならないと思っているため、現物給付化に向けて、ぜひこの皆様も一緒になって頑張っていきたいと思う。

**【事務局】**

今、重心医療の関係の自己負担というお話があったが、窓口で医療費をお支払いいただくが、制度としては、結果的にその自己負担はないという形に検討しているところである。

自動償還払いの場合については、今検討しているのは、所得制限を設けるというところであり、自己負担という形での検討はしていないところである。

**【委員】**

質問をする前に、事前に送ったメールについて、概要版の20ページの「(6)福祉用具の普及促進と利用支援」、素案では57ページの福祉用具、特に車椅子の選定について、少し意見を申し上げたのだが、こちらについてはどのような取扱いをしていただいたのか、御説明いただきたい。

**【事務局】**

委員からは、電動車椅子を含めた補装具の支給に関して、御本人が希望する内容で、障害のある方に寄り添った補装具の支給を県として国に要望していただきたいというような趣旨の御意見をいただいている。

この補装具の支給については、今回、この素案では57ページの「■補装具・日常生活用具の給付等の充実により、身体障害者等の日常生活の利便性の向上に努めます。」というように記載しているところである。

御承知のことと思うが、電動車椅子等の補装具の支給制度については、国において、一律の制度として国が取扱要領を発出し、まず市町村が交付窓口となって、県の身体更生相談所における支給判定、そういったものを行うように指導されているところである。

この障害者計画については、国の制度の範囲内での内容の記載となるため、こういった表現をさせていただいているが、いただいた御意見等については検討し、今後の議論等を踏まえて、国等への要望もして参りたいと思う。

また、判定員の医師等の御意見も踏まえながら、適切な支給ができるように努めて参りたい。

#### 【委員】

私が申し上げたのは、最新の電動車椅子が日々進化をしてきているという状況で、障害者の方々にとっては、それを利用することで生活の幅が広がるというところがある。そこについては、なかなか国の指導のもとで変わりづらいところがあると思うが、やはりこれだけ技術革新が進んでいく時代であるので、そういったものを積極的に取り入れていただいて、障害者の方々の生活範囲の広がりに光を与えていただきたい。

そして、そのためには現場で判定される先生方、あるいは、市町村の方々の考え方というものも、やはり障害者の保護者、あるいは本人のために使えるかということ視点を推進していただければありがたいと思う。なかなか制度がある以上、ここを超えていくということは難しい話だと思うが、やはりどこかがそういったことをやり始めないと、これはずっと変わっていかないと思う。

そのため、鹿児島県にあっては、積極的に福祉の面に力を入れていただき、より強い視点で国にも要望していただきたいと思うところである。

#### 【事務局】

電動車椅子に限らず、様々な補装具があるということで、障害者の方の自立と社会参加に必要な用具だというように認識している。

今いただいた御意見等を踏まえて、どのような形で、国に要望できるのかも含めて今後検討させていただきたいと思う。

#### 【委員】

概要版 17 ページの「(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療」に、新生児のマススクリーニング検査の話があるが、マススクリーニング検査は、20 種類が無料で公費負担していただいている、最近 7 種類が追加で検査できるようになっている。

その 7 種類の中には、2 種類の非常に重要な検査が含まれているが、先週の南日本新聞に、その大事な 2 種類の検査を行っていない県が 18 か所あるという記事が載っていた。幸い鹿児島県は行っている県という報道だったのでほっとした。

しかし、その 7 種類の検査は公費ではなく、お母さんたちは 1 万円払う必要がある。

その新聞報道から見ると、非常に重要な検査であるのに行っていない県があると出ていたため、今後行っていない県は全部やり始めるのではないかと思う。その次には「重要なのだから公費で負担してほしい。」という方向になると思うが、この検査の公費負担は国ではなく、自治体のお金だと考える。

そうすると、今は 1 万円の自己負担で検査をしており、今後公費負担を望む方向にいくと思うが、鹿児島県としてそこはどのようにお考えか。

#### 【事務局】

所管課にそういった御意見があったことについて、お伝えしたいと思う。

#### 【委員】

概要版 18 ページ「7 自立した生活の支援、意思決定支援の推進」の成年後見制度等の利用促進について、障害者の成年後見制度の利用というときに、高齢者とは違って、報酬が高くて払うことができないという大変な思いをしているところがあり、知的障害者の場合、障害者年金しかないところがあるが、御本人に対する利用促進というような経済的なところも含まれているのか。

もう 1 つは、社会福祉法人の法人後見の検討会が進められているが、なかなかそこでは利益が出なくて運営が厳しいということがあるため、法人後見に対する運営の補助というものも考えていらっしゃるのか教えていただきたい。

#### 【事務局】

成年後見制度の利用促進を図るために、県では、高齢者の方を対象に介護保険法、障害者の方を対象に障害者総合支援法において、高齢者と障害者の権利

擁護を目的として、市町村が実施主体となって成年後見制度利用支援事業を実施しているところである。

こちらは、成年後見制度の申立てを利用する経費や後見人の報酬等の全部、あるいは一部について、補助を受けなければ制度を利用できないという方に対して助成する制度となっており、令和3年度の障害者関係で、96件、660万円ほどの助成を行っているところである。

この制度自体については、関係部局、関係課と連携を図りながら制度の周知広報に努めており、この障害者計画における記載については、そういった助成制度と、加えて周知広報も含めた利用促進を図るということで記載をさせていただいているところである。

#### 【会長】

今後、事務局には、前回と同じように本日いただいた御意見を十分反映して、計画案を策定していただきたい。

また、計画案そのものではないが、付随して色々な御意見もあったため、今後の検討を含めて適切に対応いただくよう、私からも御要望申し上げたい。

それでは、本日の協議を終了する。

#### 【事務局】

以上をもって、令和4年度第2回鹿児島県障害者施策推進協議会を閉会する。